

# 定 款

一般社団法人

日本冷凍めん協会

平成26年6月12日改定

平成25年6月13日改定

平成22年6月15日改定

平成21年6月16日改定

平成15年4月1日制定

# 定 款

## 第1章 総 則

名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本冷凍めん協会と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

2 当法人は理事会決議により、従たる事務所を必要な地に置く事ができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 当法人は、冷凍めんの健全な発展を図るため、冷凍めんの製造、流通、消費の各分野において参加する会員の円滑な事業の推進を図るとともに、生麺類業界の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 当法人は、前条の目的に資するため、次の事業を行う。

- 1、 冷凍めん工場の認定基準の設定及び指導
- 2、 冷凍めん製造規範等の設定及び指導
- 3、 冷凍めんの品質基準、流通基準、衛生基準の設定及び指導
- 4、 冷凍めんの規格、格付け、認定機関の整備
- 5、 冷凍めんの特許に係わる特許権者への許諾要請と開示条件の確認
- 6、 冷凍めん協議会の認定マークの推進
- 7、 冷凍めんの流通販売に関する指導
- 8、 冷凍めんの消費の拡大及び情報活動
- 9、 各種イベントの企画、運営
- 10、 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

## 第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 当法人は、当法人と提携して第4条記載のる事業を行う企業、あるいは行おうとする企業等をもって次のように構成する。

(1) 一般会員

- A 冷凍めんの製造を行わない全国製麺協同組合連合会（以下「全麺連」という。）傘下組合(会員)に属する組合員
- A' 冷凍めんの製造を行わない全麺連傘下会員である組合
- B 冷凍めんの製造を行う全麺連傘下組合（会員）に属する組合員
- C その他、冷凍めんの製造販売を行う企業

(2) 特別会員

理事会において定める企業

### (3) 準会員

冷凍めんに関する機器資材の製造・販売等に係る企業

#### 2 前項の一般会員、特別会員、準会員をもって

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

### (入 会)

第6条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

#### 2 会員となるには当法人所定の加入申込書を提出し、理事会の承認を得るものとする。

### (入会金及び会費)

第7条 会員は、当法人の目的を達成するため、会費規約に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 2 既納付の入会金及び会費については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

### (退 会)

第8条 会員は退会するときは、あらかじめ当法人に通知した上で事業年度の終わりにおいて退会することができる。ただし、退会後の冷凍めんの特許に関する開示については、特許権者と協議の上、その資格を喪失するものとする。

#### 2 前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 総会員の同意
- (2) 死亡又は解散
- (3) 除名

### (除 名)

第9条 当法人の会員が次の各項一に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

この場合において、当法人は、総会の開催日の7日前までにその会員に対して、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えるものとする。特許に関する開示もその資格を喪失するものとする。

- (1) 冷凍めんに関する事業のうち、第3条1, 2, 3項に設定する基準及び規範に著しく違反した会員
- (2) 特許の開示にあたり、当法人の開示条件に従わない会員
- (3) 当法人の事業を妨げる行為、その他当法人の目的に著しく反すると認められる行為のあったとき

#### 2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、その旨を通知するものとする。

### (会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した名簿を作成する。

(設立時の会員の氏名又は名称及び住所)

第11条 会員の氏名及び住所は次のとおりとする。

香川県観音寺市坂本町五丁目18番37号

株式会社加ト吉

東京都千代田区神田錦町一丁目25番地

日清製粉株式会社

東京都渋谷区恵比寿西一丁目33番11号

シマダヤ株式会社

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

日本製粉株式会社

大阪府大阪市中央区淡路町三丁目1番9号

株式会社キンレイ

## 第4章 基金

(基金の拠出)

第12条 当法人は基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第13条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続き)

第14条 基金の拠出者に返還する基金の総額について総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第15条 当法人には、次の役員を置く。

(1) 理事10名以上15名以内

(2) 監事2名以内

2理事のうち、1名を会長、3名以上5名以内を副会長、1名を専務理事とする。

3前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって法人法第91条1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第16条 当法人の理事及び監事は、当法人の総会の決議により選任する。

2会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議に基づき理事の中から選定する。

(役員任期)

第17条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結時とし、監事の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 役員は再任は妨げない。

(役員職務及び権限)

第18条 会長は当法人を代表し、当法人の業務を執行する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故又は欠員の時はその職務を代行する。

3 専務理事は会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 監事は当法人の業務及び会計の状況を監査する。

(理事及び監事の報酬)

第19条 理事及び監事の報酬は、それぞれ総会の決議をもって定める。

## 第6章 総会

(総会の構成)

第20条 総会は一般会員、特別会員、準会員をもって構成する。

(総会での決議事項)

第21条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の総額
- (4) 事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 経費の負担の額及び徴収方法
- (8) 理事会において必要と認められた事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項。

(総会の開催)

第22条 総会は毎年一回、通常総会を開催する。

2 臨時総会は必要に応じて開催するものとする。

3 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(総会の招集)

第23条 総会は、会長がこれを招集するものとする。

2 総会の招集は、理事会の決議で決定する。

3 総会を招集するには、開催日より2週間前までに各会員に対して、その通知を発することを要する。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定める順序により、他の理事がこれに代わる。

(総会の決議)

第25条 総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上の多数による議決をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 会員の除名
- (4) 監事の解任
- (5) その他法令で定めた事項

(総会の議決権)

第26条 総会を構成する各会員は、各1個の議決権を有する。

(書面決議等)

第27条 総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の日の前日までに当法人に到達しないときは無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を当法人に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使する者は、出席者とみなす。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載する。

2 議事録には議長及び出席した会員の中から、その会議において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

## 第7章 理事会及び三役会等

### (理事会)

第29条 当法人にはすべての理事をもって構成する理事会を設置する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 理事会を招集するには、開催日より3日前までに、各理事及び各監事にその通知を發するものとする。
- 4 一般社団法人法第91条第2項前段の報告は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上行わなければならない。
- 5 監事は理事会に出席し、必要があると認められた時は、意見を述べなくてはならない。
- 6 理事会の議決は、議決について特別の利害関係を有する理事以外の理事の過半数が出席し、その過半数で決する。
- 7 第6項の規定にかかわらず、一般社団法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (理事会における議決事項)

第30条 理事会では、次の事項を議決する。

- (1) 執行に関する事項
- (2) 加入、脱退に関する事項
- (3) 毎事業年度における事業計画
- (4) 一般社団法人法及び本定款に定める事項
- (5) その他、業務の執行に関する事項で、理事会が必要と認める事項
- (6) 役員の役付きの決定
- (7) 総会に提出する議案

### (議事録)

第31条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した会長及び監事が記名押印する。

### (三役会)

第32条 三役会は会長、副会長及び専務理事をもって構成する。

- 2 三役会は会長が招集する。

### (三役会における議決事項)

第33条 三役会では、次の事項を審理し、執行する。

- (1) 理事会で決定した事項の運営に関すること。
- (2) 理事会に付議すべき事項に関すること。
- (3) その他、理事会の議決を要さない業務の執行及び運営に関すること。

### (委員会の設置)

第34条 当法人には、各委員会を設置することができる。

2 各委員会の委員は理事会の議決を経て会長が委嘱する。

## 第8章 事務局

(事務局)

第35条 当法人に事務局を置く。

2 専務理事は事務局の所管事務全般について、その執行にあたる。

## 第9章 計 算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第10章 公告の方法

(公告の方法)

第37条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第11章 附 則

(最初の事業年度)

第38条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成16年3月31日までとする。

(最初の理事及び監事の任期)

第39条 当法人の最初の理事及び監事の任期は、選任後1年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

第40条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人法、その他の法令によるものとする

当法人の定款の原本の写しに相違ありません。

一般社団法人 日本冷凍めん協会

代表理事 日野 三代春

